○内閣府告示第四十九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第一項の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより同法第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものとして指定した施設の公示した事項に変更があったので、同令第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［略］	
国立大学法人神戸大学大学文書史料室	兵庫県神戸市灘区六甲台町一の一	国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室	兵庫県神戸市灘区六甲台町一の一
［略］		［略］	
備考　表中の「　」の記載は注記である。			

○内閣府告示第五十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定し、及び指定を取り消し、並びに指定した施設の公示した事項の変更があったので、同令第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
［略］		［同上］	
国立大学法人北海道大学大学院経済学研究院・大学院経済学院・経済学部図書室	北海道札幌市北区北九条西七	国立大学法人北海道大学大学院経済学研究科・経済学部図書室	北海道札幌市北区北九条西七
［略］		［同上］	
国立大学法人北海道大学大学院歯学研究院・大学院歯学院・歯学部図書室	北海道札幌市北区北一三条西七	国立大学法人北海道大学大学院歯学研究科・歯学部図書室	北海道札幌市北区北一三条西七
国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究院図書室	北海道札幌市北区北一八条西九	国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科図書室	北海道札幌市北区北一八条西九
［略］		［同上］	
国立大学法人筑波大学附属図書館医学図書館	茨城県つくば市天王台一の一の一	国立大学法人筑波大学附属図書館医学図書館	茨城県つくば市天久保二の一の一
［略］		［同上］	
国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構図書室	東京都目黒区駒場三の八の一	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構図書室	東京都目黒区駒場三の八の一
国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場博物館	東京都目黒区駒場三の八の一		
［略］		［同上］	
国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構図書館	東京都文京区湯島一の五の四五	国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構図書館	東京都文京区湯島一の五の四五
国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構図書館国府台分館	千葉県市川市国府台二の八の三〇	国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構図書館国府台分館	千葉県市川市国府台二の八の三〇